

第1章 研究の目的と方法

第1節 基礎研究の基本フレーム

1-1 研究の目的

(1) 職業能力開発促進法施行規則第9条の訓練課程に定められている普通職業訓練の普通課程の職業訓練基準（以下「職業訓練基準」という。）は、職業能力開発促進法第3条の「職業能力開発は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする」こと、また、第19条の、「公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として、当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練または高度職業訓練を行うものとする。」ことに基づいて定められている。職業訓練基準は、教科、訓練時間等の具体的な内容については必要なもののみを定め、地域ニーズ等を勘案した弾力的な職業能力が展開できるようにしている。

しかし、産業構造の変化や技術技能の著しい進展等により、労働者の就労環境が多様化している中で、産業界・地域・労働者のニーズ等に対応した効果的な職業訓練を的確に実施していくためには、訓練科や教科目の設定等について不断の見直しを図っていく必要がある。表1-1に、公共職業訓練の種類と概要を示す。

表1-1 公共職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者または高等学校卒業者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 1年総訓練時間 1,400時間以上 中学校卒業者等 2年総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間 12時間以上（管理監督者コースにあっては、10時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間
	応用課程	専門課程修了者に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間 12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60時間以上

(2) 厚生労働省は、現行の職業訓練基準が、平成5年以降見直されていないことから、概ね5年計画で分野別に順次見直しを行うこととしている。

本研究は、労働者に求められる技術・技能や能力開発ニーズの動向、訓練の実態等を調査し、厚生労働省・都道府県等職業能力開発関係機関に職業訓練基準の適正な見直しや弾力的訓練の設定等に寄与しうる資料を提供するものである。

1-2 研究の内容

(1) 公共及び認定訓練施設が実施している各訓練系や専攻科の職業訓練基準等について、産業・技術の動向、具体的な能力開発ニーズ等に的確に対応した内容改善または、提案を行う。

(2) 「職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2(普通課程)」(以下、「別表第2」という。)の見直しを中心に検討する。

(3) 訓練系・専攻科ごとに次の①②に沿って現行基準の見直しを行う。

①別表第2に示された、訓練系・専攻科の分類、名称、技能・知識の範囲、教科、訓練期間(時間)、設備の種別・名称。

②上記に係る教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目

(4) 当該分野の職業能力開発の発展に寄与する観点からの人材ニーズ、技術動向等を適宜付加する。

1-3 年度別計画

(1) 対象分野は、毎年1~2分野とし、概ね5年で主要な分野を実施する。

(2) 平成18年度から平成22年度の研究対象分野は次の通りである。

平成18年度(1年目) 電気・電子分野

平成19年度(2年目) 建築・土木、非金属加工分野

平成20年度(3年目) 情報・通信、サービス、食品分野

平成21年度(4年目) **農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療、サービス、食品分野**

平成22年度(5年目) 機械・金属、運搬機械運転分野(予定)
(次年度)

1-4 成果の活用

(1) 厚生労働省

当該分野の研究を終えた翌年度に、厚生労働省が設置する職業能力開発専門調査員会(以下、「専門調査員会」という。)において省令改正に関する検討の基礎資料として提供する。

厚生労働省は法律または省令改正等の重要事項については、厚生労働省設置法第9条の規定により、「労働政策審議会」による審議が必要であると定められているが、職業訓練基準の見直し（省令改正）は、労働政策審議会で審議する際の事前調査のため厚生労働省職業能力開発局の下に「職業能力開発専門調査委員会」を設置することとしている。図1-1「職業訓練基準の改正プロセスと本研究の位置づけ」に、職業訓練基準の改正プロセスと本研究の位置づけを示す。

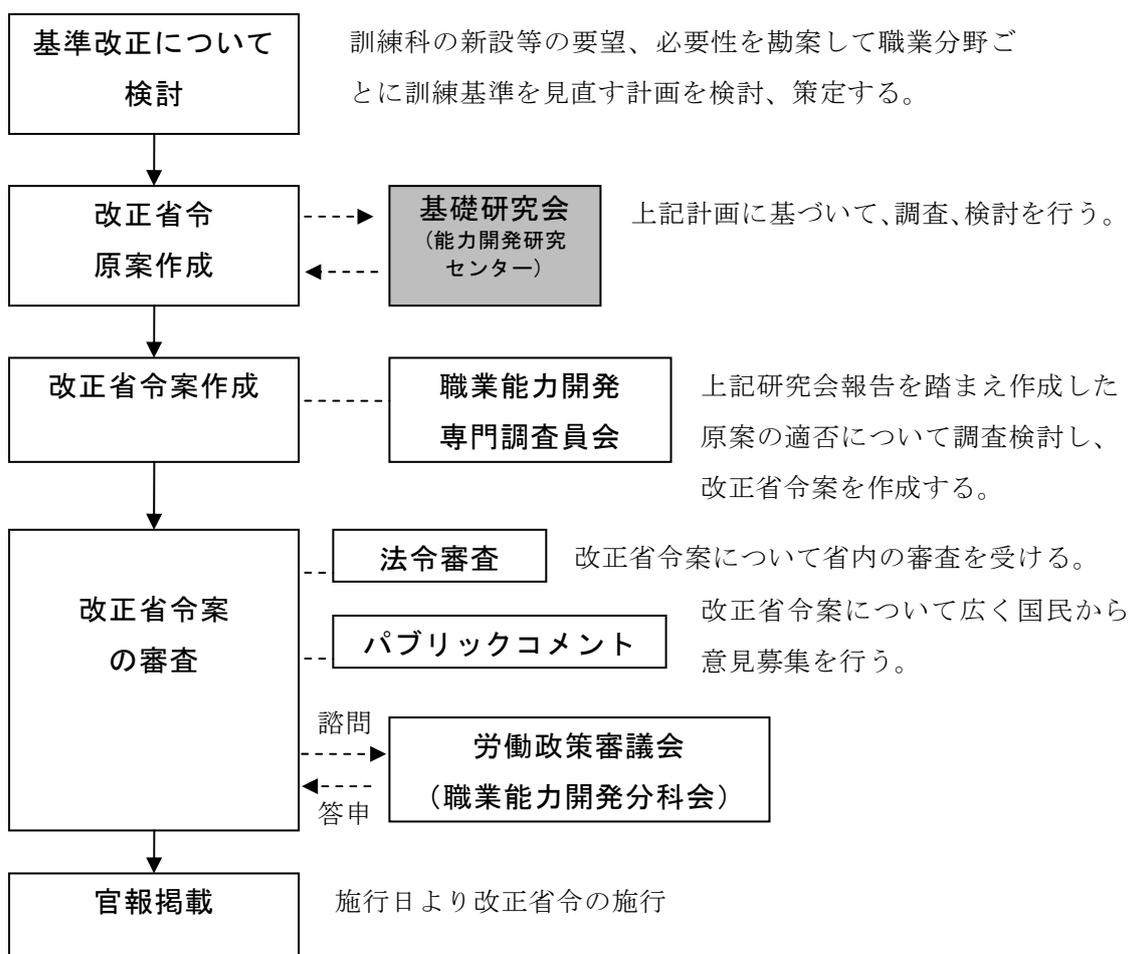


図1-1 職業訓練基準の改正プロセスと本研究の位置づけ

(2) 各職業能力開発施設等

産業・技術動向、職業能力開発ニーズの把握及び訓練内容の改善等に関する参考資料とする。

第2節 平成21年度の研究概要

4年目となる本年度の研究は、「農林」、「繊維・繊維製品」、「デザイン」、「化学」、「医療」、「サービス」、「食品」分野を対象として行った。具体的には、職業能力開発関係者及び職業訓練指導員等の専門家による「研究会」を設置し、検討を行った。

2-1 研究会の概要

- (1) 名称：「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会 ー平成21年度 農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療、サービス、食品分野ー」
(以下、「研究会」という。)
- (2) 検討分野：農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療、サービス、食品分野
- (3) 研究期間：1年間
- (4) 開催：5回

2-2 研究会の構成

- (1) 本格的な見直し検討を進めるために、委員構成は、公共、認定、関係機関等の関係者及び職業訓練指導員等専門家をバランスよく構成し、検討できる体制とした。

なお、委嘱した委員の専門以外の分野については、研究担当室がヒアリング調査等で補う方法で行った。

(2) 委員の構成

①公共訓練関係	東京都	2名
	神奈川県	1名
	埼玉県	1名
	長野県	1名
	兵庫県	1名
	福岡県	1名
	独立行政法人 雇用・能力開発機構	1名
②認定訓練関係	理容・美容職業能力開発施設	2名
③関係機関	財団法人 介護労働安定センター	1名
④研究担当室	能力開発研究センター	1名

2-3 研究の対象

- (1) 対象分野は、「農林」、「繊維・繊維製品」、「デザイン」、「化学」、「医療」、「サービス」、「食品」の7分野21訓練系47訓練科を対象とし、研究会では設置数が多く、事前調査の結果から変更の要望が多い科の職業訓練基準を重点的に検討を行い、設置科数

が少ない科や、事前調査の結果、変更の要望が少ない科については、研究担当室がアンケートやヒアリング調査結果を基に参考に研究会に提案し検討を行った。

(2)「別表第2」を中心に次の①②の調査結果を踏まえ、③から⑥について見直しましては、必要に応じて、新科・新系の提案も行った。

- ①当該分野に係る産業・技術、人材ニーズ等の動向
- ②当該分野の職業訓練の動向と課題（公共訓練校・認定訓練校）
- ③該当分野の訓練系・訓練科のあり方
- ④各訓練科の訓練基準の見直し（別表第2＋「教科の細目」）
- ⑤各訓練科の設備基準の見直し（設備の細目）
- ⑥各訓練科の技能照査の基準の見直し（技能照査の基準の細目）

2-4 調査計画の検討

(1) 職業能力開発施設の運営や人材ニーズの実態等を把握するため、必要に応じて職業能力開発施設への見学・ヒアリング、アンケート調査等を実施することとした。

調査の実施に当たっては、本年は訓練系・専攻科の幅が非常に広いことから、研究会委員と研究担当室が分担して行うこととした。

(2) (1)の職業能力開発施設へのヒアリング及びアンケート調査の主な項目は次の①から⑥のとおりである。

- ①当該科の概要（募集科名、人材ニーズ、訓練目標、募集、就職等）
- ②当該科を取り巻く環境変化（技能・技術、関係法令、設備等）
- ③教科について（必須、不要、時間増減等）
- ④教科の細目について（必須、不要等）
- ⑤設備基準について（必須、変更、不要、数量変更等）
- ⑥技能照査について（実施方法、その他等）他

2-5 研究成果

本報告書は、研究会の討議や調査結果を踏まえて、(1)から(3)に沿ってまとめたものである。

(1) 職業訓練基準の見直し検討または提案

- ①別表第2に示されている訓練系・専攻科、名称、教科目名、技能及び知識の範囲、訓練期間（時間）、設備の種別・名称の見直し
- ②必要に応じた、新訓練系・新訓練科の設置の提案（上記①の事項を含む）

(2) 職業訓練の細部基準の見直し検討または提案

- ①「教科の細目」の、別表第2と併せた見直し

- ②「設備の細目」の必要に応じた見直し
 - ③「技能照査の基準の細目」の必要に応じた見直し
 - ④新訓練系・新訓練科の細部基準の提案
 - ⑤「教科編成指導要領」、「指導員免許の試験科目」等の見直しは、時間的制約から見送り
- (3) その他、産業技術・人材ニーズ・教育訓練の実態等に係る参考資料

第3節 研究の経緯

3-1 研究会作業フローチャート

研究会の経緯を図1-2「研究会のフローチャート図」に示す。

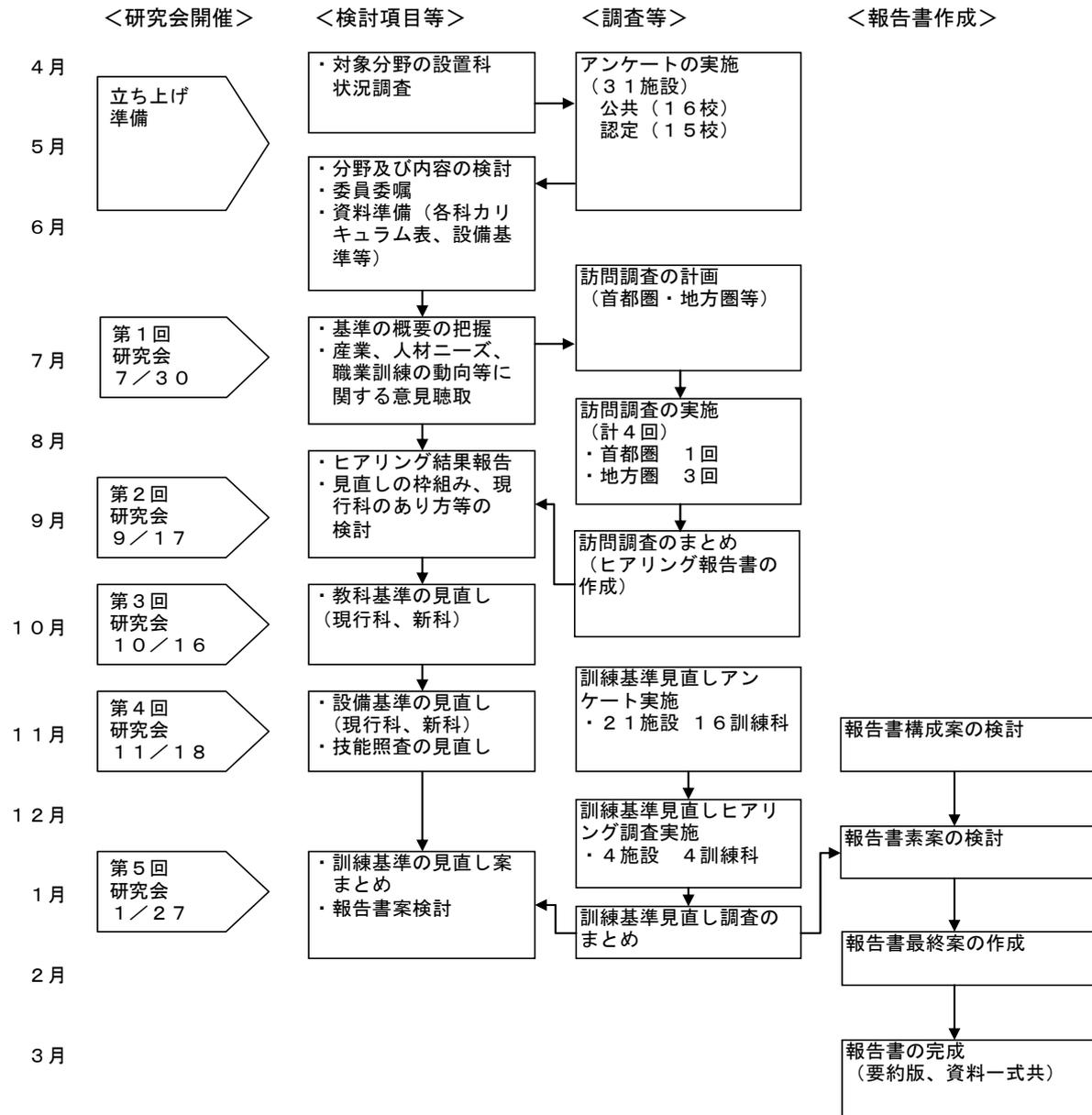


図1-2 研究会のフローチャート図

3-2 研究会の開催

研究会は、次の（１）から（５）に留意し、表１－２「研究会の開催経緯」のとおり、計５回開催した。

- （１）人材ニーズ、職業能力開発の情勢を取り巻く課題等の共通理解を心がけた。
- （２）各種の基礎資料等により、①現状と課題の共通理解、②見直し方針の検討、③職業訓練基準の見直しの順に検討を行った。
- （３）見直し対象分野の都道府県立職業能力開発施設と認定訓練施設の双方の現行設置科を調査し、見直しの検討を行った。
- （４）各委員は、実際に各分野の訓練を担当している職業訓練指導員の声を集約した有益な情報等を活用し、意見交換等を交えながら議論を深めた。
- （５）情報・資料を補強した各訓練科の実態把握のために、数箇所の職業能力開発施設を訪問し、ヒアリング調査を実施した。

表 1-2 研究会の開催経緯

<p>第 1 回 研究会</p>	<p>・ 議題：</p> <p>（１）基礎研究会の企画趣旨</p> <p>（２）職業訓練基準の見直し</p> <p style="padding-left: 20px;">①職業訓練基準の概略説明</p> <p style="padding-left: 20px;">②本研究の留意点</p> <p style="padding-left: 20px;">③見直し分野、訓練科の設置状況</p> <p>（３）ヒアリングについて</p> <p>・ 検討資料：</p> <p style="padding-left: 20px;">①「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会 —平成 21 年度 農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療、サービス、食品分野—」企画趣旨（案）</p> <p style="padding-left: 20px;">②施行規則別表第 2、教科の細目及び設備の細目の見直しにあたっての留意点</p> <p style="padding-left: 20px;">③本年度見直し対象の訓練系・科</p> <p style="padding-left: 20px;">④平成 21 年度対象分野の訓練科の設置状況及びグループ別主な担当分野</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤各訓練科の「教科の細目」＋「別表第 2」</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥各訓練科の設備の細目</p> <p style="padding-left: 20px;">⑦職業能力開発促進法・抜粋及び職業訓練基準の概要</p> <p style="padding-left: 20px;">⑧ヒアリングについて及びヒアリングシート（案）</p> <p style="padding-left: 20px;">⑨ヒアリング報告書（案）</p> <p style="padding-left: 20px;">⑩グループ別ヒアリング候補地（案）</p>
----------------------	--

<p>第2回 研究会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) ヒアリング報告 <ul style="list-style-type: none"> ① 報告に関するグループ討議 ② ヒアリング結果報告（グループ毎） ③ 補足、質疑応答、今後のヒアリング実施の取り扱い等 (2) 見直しの枠組み、現行科のあり方等について <ul style="list-style-type: none"> ① 見直しに係る確認事項 ② 見直しの方向性に係るグループ討議 ③ 討議結果報告 ④ 補足、質疑応答等 ⑤ 見直し提案様式の説明 ・ 検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ① 第1回ヒアリング調査訪問施設一覧 ② ヒアリングシート ③ ヒアリング報告書集約 ④ 有効求人倍率 ⑤ 産業別事業所数及び従業員者数 ⑥ 人材ニーズ調査 ⑦ 見直し検討メモ ⑧ 見直し提案の様式（案） ⑨ 見直し提案の記載例
<p>第3回 研究会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) 教科見直し案検討 <ul style="list-style-type: none"> ① グループ毎の打ち合わせ ② 見直しの進捗状況発表 ③ まとめ (2) 設備の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ① 見直しに係る確認事項 ② 見直し提案様式の説明 (3) 技能照査の見直しについて ・ 検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ① 教科の見直し案 ② 見直し提案（設備） ③ 見直し記載例（設備） ④ 設備の細目（委員関連分野のみ） ⑤ 調査研究報告書 No.144 職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究 —平成20年度 情報・通信、サービス、食品分野—

<p>第4回 研究会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) 教科見直し提案・検討 (2) 設備の見直し提案・検討 (3) 技能照査の見直しについて (4) 報告書について (5) 研究担当室扱い分野の進捗状況について ・検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ①教科・設備・技能照査見直し案 ②報告書の目次案 ③研究担当室扱い訓練科一覧 ④見直し提案（園芸科） ⑤見直し提案（繊維・製品分野 洋裁科）
<p>第5回 研究会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) 報告書原案検討 (2) 今後のスケジュールについて (3) その他 ・検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ①「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会 ―平成21年度 農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療、サービス、食品分野―」報告書（案）

3-3 事前アンケート調査の実施

農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療分野の設置校がある都道府県立職業能力開発施設と認定訓練施設で18訓練科に対して事前アンケート調査を行った。(事前アンケート調査票は資料編10(1)を参照)

サービス、食品分野については平成20年度にアンケート調査及びヒアリング調査を実施しているため、今年度の事前アンケート調査から除外した。

平成21年度の前記アンケート調査結果及び平成20年に実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果を参考に各訓練科の整理を行い、より専門的な検討が必要であると判断した、「デザイン」、「オフィス」、「介護」、「理容・美容」分野について、研究会で検討を行うこととし、職業訓練指導員等の専門的知識を有する委員を委嘱した。これ以外の分野については事前アンケート調査結果やヒアリング調査結果を参考に技術動向や人材ニーズ等を考慮し職業訓練基準の見直しを行った。(事前アンケート調査結果の概要は第3章「2-3 職業能力開発施設への事前アンケート調査」を参照)

3-4 ヒアリング調査の実施

研究会の委員を委嘱した「デザイン」、「オフィス」、「介護」、「理容・美容」の4分野は、委員による職業能力開発施設へのヒアリング調査(表1-3「ヒアリング調査の実施概要」参照)を行った。ヒアリング調査は、各グループ1施設ではあったが、訓練現場の運営に関する課題の把握、職業訓練基準見直しに対する要望・意見の聴取、意見交換等、有益な

情報が得られた。このヒアリング調査の結果は、研究会での検討資料とした。

表 1-3 ヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査 1	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 8 月 17 日 ・訪問先：京都府立福知山高等技術専門校 <ul style="list-style-type: none"> ・ O A 事務科（普通課程 1 年）
ヒアリング調査 2	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 8 月 26 日 ・訪問先：東京都立多摩職業能力開発センター八王子校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス科（B 型訓練 6 ヶ月）
ヒアリング調査 3	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 8 月 26 日 ・訪問先：宮城県立仙台高等技術専門校広告看板科 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告看板科（普通課程 1 年）
ヒアリング調査 4	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 8 月 28 日 ・訪問先：徳島テクノスクール <ul style="list-style-type: none"> ・ 理容科（普通課程 2 年） ・ 美容科（普通課程 2 年）

3-5 訓練基準見直しアンケート及びヒアリング調査の実施

事前アンケート調査の結果、軽微な見直しで十分であると判断した訓練科については、詳細な訓練基準見直しアンケート調査（資料編 10（2）参照）を行った。

調査は農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療分野の設置校がある都道府県立職業能力開発施設と認定訓練施設、16 訓練科に対して行った。このうち見直し提案がなされた 4 施設（4 訓練科）については、内容を確認するために、ヒアリング調査（表 1-4 「ヒアリング調査の実施概要」参照）をおこない、見直し提案の趣旨を把握した。

表 1-4 ヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査 1	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 12 月 7 日 ・訪問先：東京都立城東職業能力開発センター 江戸川校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境分析科（普通課程 1 年）
ヒアリング調査 2	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 12 月 7 日 ・訪問先：東京都立城南職業能力開発センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築塗装科（普通課程 1 年）
ヒアリング調査 3	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 12 月 10 日 ・訪問先：東京都立多摩職業能力開発センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車塗装科（普通課程 1 年）
ヒアリング調査 4	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 21 年 12 月 16 日 ・訪問先：神奈川県立東部総合職業技術校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 造園コース（普通課程 1 年）

3-6 職業訓練基準見直しの具体的検討

職業訓練基準の見直しの検討は、研究会において表 1-5 「見直し検討経緯」の順序で行った。

表 1－5 見直しの検討経緯

